



# 島根県報

令和元年11月12日（火）

号外 第 6 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(        "        ) 3

## 告 示

## 島根県告示第367号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	草野横田線	安来市広瀬町西比田2760番3地先から同2759番5地先まで	前	メートル 8.18～ 14.00	メートル 63.79	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	9.96～ 20.41	63.79		
〃	斐川一畑大社線	出雲市地合町2番12地先から同市坂浦町398番3地先まで	前	8.30～ 28.20	132.70	出雲県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	12.90～ 35.90	132.70		
〃	邑南美郷線	邑智郡邑南町宇都井1030番2地先から同2136番1地先まで	前	3.93～ 8.72	33.30	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	3.93～ 9.81	33.30		
〃	〃	邑智郡邑南町宇都井1000番2地先から同番5地先まで	前	4.01～ 5.54	33.50	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	6.83～ 8.91	33.50		

## 島根県告示第368号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	草野横田線	安来市広瀬町西比田2760番3地先から同2759番5地先まで	メートル 63.79	令和元年 11月12日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	